

■油山カメリアFC U—12規約

(第1条) 名称・所在地

本クラブは油山カメリアFC U—12(以下本クラブ)と称し、福岡市城南区を活動拠点とする。

(第2条) 目的

本クラブはサッカーの技術向上および普及に努めると共に、サッカーを通して地域の小学生の健全育成を目的として活動する。同時に地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(第3条) 入会資格および手続き

本クラブに入会できる者は本規約に賛同した者(小学生)とし、スポーツを行うに適した健康状態の者(以下会員)とする。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印のうえ提出する。

(第4条) 年会費・月会費

①会員は別に定める年会費・月会費を所定の期日までに納入する。

一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いては返却しない。

②年度途中での入会の場合でも年会費の金額は変わらない。

(第5条) 費用の支払い方法

費用などの支払い方法は本クラブの指定する口座へ原則、振込みにより支払うものとする。

(第6条) 遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、選手規則・各会場での諸規則に従うものとする。

(第7条) 活動期間

本クラブの活動期間は原則として毎年4月～翌年3月末までの1年間とする。

(第8条) 届出事項の変更

会員は本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号などについて変更があった場合、本クラブへ届け出るものとする。

(第9条) 入会

年度途中の入会の場合、会費は入会月よりかかる。

(第10条) 退会

①会員が都合により退会する場合は退会届を作成し、退会を希望する月の前月末までに本クラブに提出する。

②退会を希望する月の前月末までに退会届がない場合は退会希望月の会費を支払うものとする。なお退会の際は必ず各自で自動送金手続きを解約すること。

(第11条) 休会

① 会員が都合により休会する場合は休会届を、休会を希望する月の前月末20日までに本クラブに提出する。

- ② 休会を希望する月の前月末20日までに休会届が提出されていない場合は、休会希望月の会費を支払うものとする。

(第12条) 継続

会員が年度を越えて継続する場合には、継続手続きを済ませる。

(第13条) 保険

会員は入会とともに、スポーツ傷害保険に加入する。加入手続きは本クラブが行う。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の契約通りとする。

(第14条) 負傷時の処置

会員が活動中(練習、試合、移動中)に怪我をした場合、本クラブにおいて応急処置はするが、その後の処置について本クラブは責任を負わない。(スポーツ保険内で対応します)

(第15条) 除名

会員(親権者含む)が次の事項等に該当するとき、会員として不適格と判断した者に対し、除名することができる。

- ①本規約に違反したとき。または違反したと判断したとき。
- ②本クラブの名誉と品格を著しく阻害したとき。
- ③会費、諸費用などを3ヶ月以上滞納したとき。

(第16条) 免責

会員は本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故については保険の範囲内で対処することとし、本クラブに対し何ら損害賠償を求めない。

(第17条) 会員情報取扱

入会・更新時に取得する個人情報は登録業務、クラブ内業務、会員内連絡、大会参加等に使用することのみ認める。

会員はクラブ内配布用紙、クラブホームページに掲載される写真などの肖像権を原則放棄する。

但し、それを認めない場合は本クラブまでその旨連絡のこと。

(第18条) 規約の改正

本規約は、本クラブの運営委員の決議を以って隨時改正することができる。

その他、必要な事項も隨時追加することができる。

(第19条) 所属

クラブは日本サッカー協会登録チームとして協会指針に従い活動する。

それと共にチームは各区ジュニア委員会に所属し、大会及びトレーニング等の活動において子どもの、「安全確保」を最優先とし、事件、事故等の緊急かつ重要性を要するものについては原則として各区区長の指示に従うものとする

。

(第2020年4月1日条) 発効

本規約は2021年4月1日より発効する。